

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出示してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出示してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出示してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
8/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
9/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
8月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ハカス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
8月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
8月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
8月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハカス北)、岩村、下啗内
8月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
9月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
8/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
9/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
8月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
8月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハカス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
8月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
8月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
8月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハカス北)、岩村、下啗内
8月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
9月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

貴金属の訪問買い取りに注意

最近、県内で訪問買い取りの相談が増えています

【県内事例】
買い取り業者が突然自宅に来て「不要な貴金属はないか。無料で査定する」と言ってきた。言われるままに貴金属を差し出し、買い取ってもらったものの、後で考えるとあまりにも安すぎる。領収書には、業者名や連絡先が記載されていなかった。(40代女性)

業者には「古物商許可証」または「古物行商従業者証」の携帯義務があるのを確認する。なお、提示を求めている応じない業者とは契約をしない。
④ 買い取り条件が明示された書面をもらい、買い取り価格の計算根拠を確認する。
⑤ 居座られたり脅かされたりしたときは、警察に連絡する。



① 売るつもりがないなら、はつきりと断る。電話があった場合、その時点で断る。
② 業者とは決して一人で会わない。
③ アドバイス
消費者が物品を業者に売っているため、特定商取引法の訪問販売には該当せず、クーリングオフ(訪問販売で交わした契約の一定期間内解約)の主張は困難です。そこで、貴金属を売るよう勧誘された場合には、下記の注意が必要です。

※お問い合わせは
南国市消費生活センター
(☎880-6205) まで

知って得する国民年金

国民年金には独自給付があります

- ◎死亡一時金
第1号被保険者として保険料を3年以上(一部納付をした期間の月数は、一部納付の割合によって計算)納めた人が、年金を受けずに亡くなった時に支給されます。
■支給額/120,000円～320,000円(保険料を納めた月数に応じて決定)。付加保険料を納めた期間が3年以上ある場合は、8,500円を加算。
*ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。
- ◎寡婦年金
第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除を含む)が25年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡した時、夫によって生計を維持し、かつ10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳まで支給されます。
■支給額/夫が受け取ることができる老齢基礎年金の4分の3(付加年金は除く)
*死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

- ◎遺族基礎年金
遺族基礎年金は、次のいずれかの人が亡くなった時に、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。
①国民年金の被保険者
②国民年金の被保険者だった人で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人
ただし、①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります。
*平成28年3月31日以前に死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
■支給額/「子のある妻」が受ける場合、基本額(788,900円)と子の加算額(1人目・2人目はそれぞれ227,000円、3人目以降は1人につき75,600円)の合計
*「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子

※お問い合わせは、
市民課年金係 (☎880-6555)
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

市民からのお便り ベランダにヘチマを植えました。みどりのカーテンを目指します。節電にもなりそうです。